

診療情報等の取得・活用、医療DX推進体制について

当院は他医療機関からの診療情報の提供や、マイナンバーカード保険証(マイナ保険証)、問診票を利用し、患者さんの正確な診療情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めています。また、医療DXを推進するため、マイナ保険証の利用促進、オンライン資格確認、オンライン資格確認により取得した医療情報の閲覧・活用、電子処方箋発行の体制などを整えております。

当院では診療情報の取得・活用に伴い、国が定めた下記診療報酬を算定いたします。

- ◆医療情報取得加算:1点加算(初診時)(再診時・3月に1回)
- ◆医療DX推進体制加算 1、2、3:マイナ保険証使用率により、初診時に10~12点加算

正確な情報取得・活用を行うため、マイナンバーカード保険証によるオンライン資格確認等の利用に、ご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

受診の際は、 マイナンバーカードを。

あなたのマイナンバーカードをお持ちいただければ、同意することで、健診情報や処方された薬の情報などを見られるので、医師もそれらの情報に基づいた診療が行えます。



とっても簡単! マイナンバーカード

- 1 受付**
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。
- 2 本人確認**
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。
顔認証 OR 暗証番号
- 3 同意の確認**
診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。
- 4 受付完了**
お呼びするまでお待ちください。
カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。